

新	旧
<p>第13条(代表使用者等の責任)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 会員規約(一般法人用)を承認のうえ申し込んだ場合、ETC法人会員および同規約に定める代表使用者は、本カード利用代金その他本規定に基づきETC 法人会員が負担する一切の債務について、<u>連帯して当該債務を負担するものとし(民法436条)、ETC法人会員および代表使用者のいずれか一方に対する履行の請求は、請求を受けていない他の者に対しても、その効力を生じるものとします。</u>また、連帯保証人は、本カード利用代金その他本規定に基づきETC法人会員が負担する一切の債務について、ETC法人会員と連帯して履行する義務を負うものとします。 2. 会員規約(使用者支払型法人用)を承認のうえ申し込んだ場合、ETC 法人会員およびETCカード使用者は、本カード利用代金その他本規定に基づきETC カード使用者が負担する一切の債務について、<u>連帯して当該債務を負担するものとし(民法436条)、ETC法人会員およびETCカード使用者のいずれか一方に対する履行の請求は、請求を受けていない他の者に対しても、その効力を生じるものとします。</u> 3. 会員規約(法人債務・カード使用者立替用)を承認のうえ申し込んだ場合、本カード利用代金その他本規定に基づく一切の支払債務は法人会員に帰属し、本カード利用代金は、親カードのカード利用代金と合算して、親カードと同様の方法(法人会員に代わってカード使用者が立替金を支払う方法)で支払われるものとします。<u>なお、当社は会員規約(法人債務・カード使用者立替用)に基づき、カード使用者から支払いを受けられなかった場合等には、ETC 法人会員に対して、直接支払いを請求することができます。</u> 	<p>第13条(代表使用者等の責任)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 会員規約(一般法人用)を承認のうえ申し込んだ場合、同規約に定める代表使用者<u>または連帯保証人</u>は、本カード利用代金その他本規定に基づきETC 法人会員が負担する一切の債務について、<u>ETC 法人会員と連帯して履行する義務を負うものとします。</u> 2. 会員規約(使用者支払型法人用)を承認のうえ申し込んだ場合、ETC 法人会員は、本カード利用代金その他本規定に基づきETC カード使用者が負担する一切の債務について、<u>ETC カード使用者と連帯して履行する義務を負うものとします。</u> 3. 会員規約(法人債務・カード使用者立替用)を承認のうえ申し込んだ場合、本カード利用代金その他本規定に基づく一切の支払債務は法人会員に帰属します。<u>なお、本カード利用代金は、親カードのカード利用代金と合算して、親カードと同様の方法(法人会員に代わってカード使用者が立替金を支払う方法)で支払われるものとします。また、当社は会員規約(法人債務・カード使用者立替用)に基づき、カード使用者から支払いを受けられなかった場合等には、ETC 法人会員に対して、直接支払いを請求することができます。</u>
<p>第14条 (適用関係等)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 本規定は、ETC 会員の本カード利用について適用されるものとし、本規定に定めのない事項については会員規約によるものとします。 2. 本規定において特に定めのない用語については、会員規約におけるのと同様の意味を有するものとします。 	<p>第14条 (適用関係等)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 本規定は、ETC 会員の本カード利用について適用されるものとし、本規定に定めのない事項については会員規約によるものとします。 2. 本規定において特に定めのない用語については、会員規約におけるのと同様の意味を有するものとします。

3. ETCシステムを利用した道路の通行方法、車載器の利用方法その他の事項については、ETC システム利用規程に定めるところによるものとします。 本規定の改定は、会員規約の「会員規約およびその改定」にかかる条項が準用されます。

3. ETCシステムを利用した道路の通行方法、車載器の利用方法その他の事項については、ETC システム利用規程に定めるところによるものとします。

4. 将来本規定が改定され、JCB がその内容を書面その他の方法により通知した後にETC 会員のいずれかがカードを利用した場合、すべてのETC 会員が当該改定内容を承認したものとみなします。